

扶桑町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳 人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	34,198	8,946,964	324,995	1,760,964	19.7	20.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

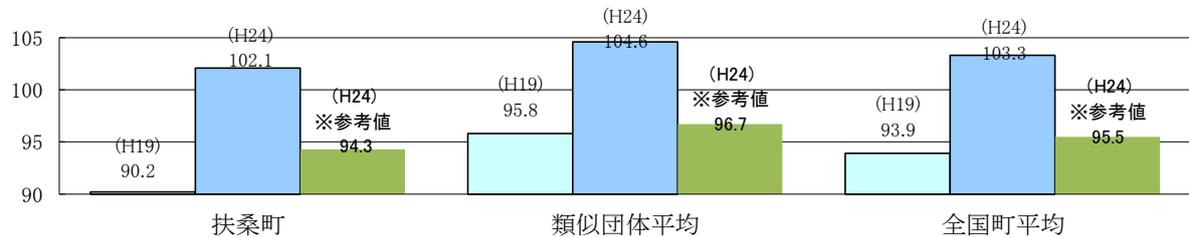
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
23年度	211	717,485	87,860	252,481	1,057,826	5,013	5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600円	185,800円	222,900円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号給の 給料月額	243,700円	309,200円	356,400円	390,100円	402,500円	424,600円	458,400円

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
扶桑町	43.1 歳	320,904 円	402,494 円	350,415 円
愛知県	42.8 歳	336,759 円	435,676 円	385,422 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917)	—	372,906 円 (401,789)
類似団体	42.8 歳	320,717 円	376,072 円	352,117 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
扶桑町	歳	人	円	円	円	—	歳	円	—
うち学校給食	38.0	7	218,828	224,828	224,542	調理士	40.4	270,000	0.83
うち用務員	56.3	3	286,933	289,411	286,933	用務員	53.5	206,600	1.40
うちその他	45.2	8	244,425	254,669	248,512	—	—	—	—
愛知県	52.3	431	339,689	392,516	375,705	—	—	—	—
国	49.7	3,479	270,465 (285,030)	—	307,506 (323,181)	—	—	—	—
類似団体	49.4	15	287,711	313,646	303,886	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
扶桑町	— 円	— 円	—
うち学校給食員	3,543,811	3,657,900	0.97
うち用務員	4,606,317	2,861,400	1.61
うちその他	4,029,867		

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成21～23年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務

手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分	扶 桑 町	愛 知 県	国
一般行政職	大学卒 172,200 円	176,734 円	163,987 円 (172,200)
	高校卒 144,500 円	142,881 円	133,418 円 (140,100)
技能労務職	高校卒 137,200 円	131,532 円	—
	中学卒 129,200 円	120,183 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

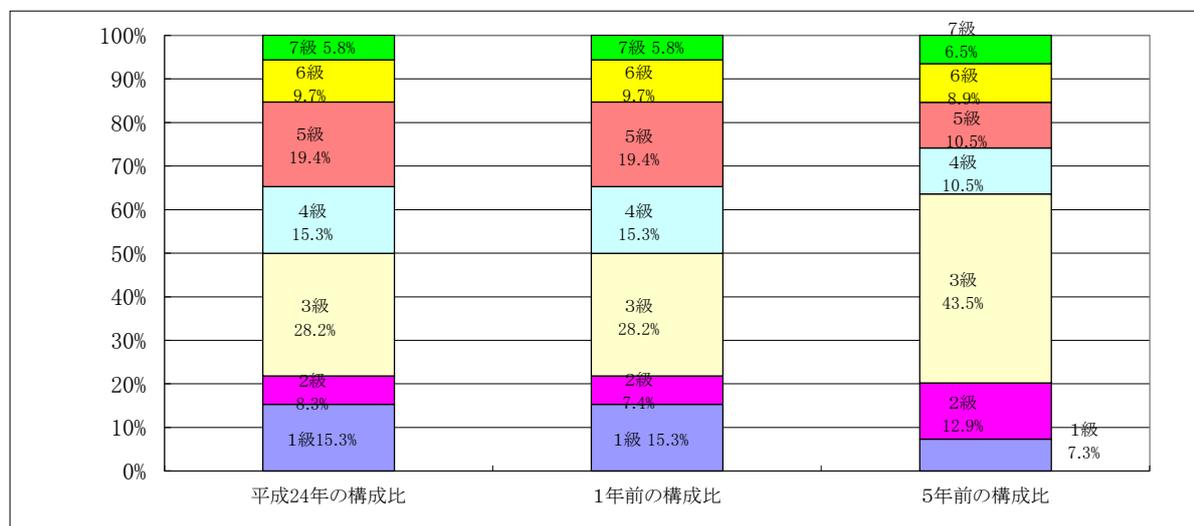
区 分	経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒 267,700 円	309,000 円	346,200 円
	高校卒 — 円	282,200 円	— 円
技能労務職	高校卒 202,600 円	217,700 円	271,200 円
	中学卒 — 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数 人	構成比 %
1 級	主事補、技師補、主事、技師	19	15.3
2 級	主事、技師	8	6.5
3 級	主査	35	28.2
4 級	統括主査	19	15.3
5 級	主幹	24	19.4
6 級	課長	12	9.7
7 級	部長	7	5.6

- (注) 1 扶桑町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定					
評定者は第1次と第2次の2名とし、各職員に与えられた11の評定要素についてAからEの5段階で評価する。調整者が評定者の評定を検討、調整し、確認者は勤務実績に対して評語を決定。					
昇給区分 (勤務成績)	A (極めて良好)	B (特に良好)	C (良好)	D (やや良好でない)	E (良好でない)
昇給の 号給数	8以上	6	4(管理職層 にあつては、 3)	2	0
	4以上	3	2	1	0
備考 上段の号給数は昇給抑制年齢職員(原則55歳を超える職員)以外の職員に、下段の号給数は昇給抑制年齢職員に適用。					

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

扶桑町	愛知県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,257 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,642 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 4~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当の成績率は職員の職務について監督する地位にある者による勤務実績の証明に基づき、当該職員が次のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において定める。

【区分】

【成績率】

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 勤務成績が特に優秀な職員 | 100分の93以上100分の150以下 |
| (2) 勤務成績が優秀な職員 | 100分の82.5以上100分の93未満 |
| (3) 勤務成績が良好な職員 | 100分の75 |
| (4) 勤務成績が良好でない職員 | 100分の75未満 |

(2) 退職手当（23年4月1日現在）

扶 桑 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算) (退職時特別昇給 -) 1人当たり			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)		
平均支給額	8,203 千円	26,577 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		467 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		31,133 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		7.11 %	
手当の種類(手当数)		7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務職	町税の賦課、徴収事務	月額2,500円以内
防疫作業手当	一般行政職	感染症予防等に対する処理作業	日額2,000円以内
用地交渉等手当	一般行政職	土地取得のための交渉業務	日額650円
災害応急等作業手当	一般行政職	災害に対する巡回、応急作業	日額550円/巡回監視のみ 350円
行旅死亡者処理手当	一般行政職	行旅死亡者処理業務	日額2,000円以内
死亡犬、猫等処理手当	一般行政職	死亡犬、猫等処理業務	日額500円以内
道路補修業務手当	技能労務職	道路補修業務	月額4,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	31,151 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	198 千円
支給実績(22年度決算)	46,733 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	283 千円

(6) その他の手当 (24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 (配偶者なし)11,000円 特定期間の加算 5,000円	同		千円 19,736	円 232,188
住居手当	借家・借間居住者 最高 27,000円	同		千円 5,883	円 294,150
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額 最高 55,000円 自動車等使用者 距離に応じて 最高 24,500円	同		千円 5,992	円 45,394
管理職手当	部長職 62,000円 課長職 54,000円 主幹職 31,700円	異		千円 24,490	円 462,075

6 特別職の報酬等の状況 (24年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	792,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	904,000 円 / 383,500 円	
	(ー 円)				
	副 市 町 村 長	703,000 円		750,000 円 / 311,500 円	
報 酬	(ー 円)				
	議 長	387,000 円	499,000 円 / 227,000 円		
	副 議 長	306,000 円	430,000 円 / 182,000 円		
期 末 手 当	議 員	281,000 円	400,000 円 / 157,000 円		
	(ー 円)				
	市 区 町 村 長	(23年度支給割合)			
退 職 手 当	副 市 町 村 長	2.95 月分			
	議 長	(23年度支給割合)			
	副 議 長	2.95 月分			
備 考	議 員				
	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	79.2万円×在職月数×0.45	1,710万円	(任期毎)	
		70.3万円×在職月数×0.27	911万円	(任期毎)	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

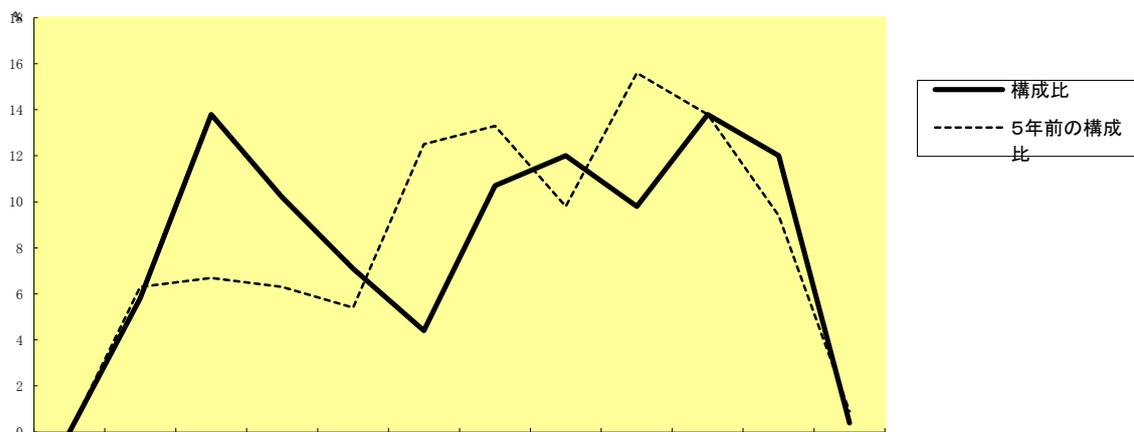
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成23年		
普通 会計 部門	一般	3	3	2	退職者等の一括配置による増
	議会	39	37		
	総務	14	14		
	税務	4	4		
	農林水産	1	1		
行政	商工	15	15	△1	愛北広域事務組合への派遣業務終了による増
	土木	84	84		
衛生	民生	18	19		
	衛生				
	計	178	177		<参考> 人口1万人当たり職員数 52.41人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.99人)
	教育部門	34	35	△1	丹葉地方教育事務協議会事務終了による増
	消防部門				
	小計	212	212		<参考> 人口1万人当たり職員数 62.43人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 68.95人)
公営 企業 等 部門	下水道	6	6		
	その他	7	7		
	小計	13	13		
合計		225 [267]	225 [267]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (24年4月1日現在)



20	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60
歳	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	歳
未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以
満											上

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	13	31	23	16	10	24	27	22	31	27	1	225

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数(率)
一 般 行 政	176	178	176	176	177	178	2(1.1%)
教 育	34	33	34	34	35	34	0(0.0%)
公営企業等会計	13	13	13	13	13	13	0(0.0%)
総 合 計	223	224	223	223	225	225	2(1.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。